

特定非営利活動法人旭川マンション管理組合連合会定款

令和6年3月24日 制定
令和7年5月18日 改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 旭川マンション管理組合連合会（略称「旭管連」）といふ。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道旭川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、旭川市とその近郊における分譲マンションの管理組合に対して、管理について適正な指導、相談、支援及び情報提供を行ない、マンションの居住性の向上及び建物の適切な保全、さらに街のスラム化の防止等を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) マンションの適正かつ合理的な管理運営を行うための相談及び支援事業
- (2) マンション管理に関する経験交流、情報交換及び資料収集提供事業
- (3) マンション管理に関する調査研究事業
- (4) 法律相談の事業
- (5) 大規模修繕・建替え・建物撤去・敷地売却に関する相談及び支援事業
- (6) セミナー、シンポジウム、見学会等の開催事業
- (7) 機関紙及び関係資料の刊行事業

- (8) 建物及び設備の診断事業
- (9) マンション管理規約及び細則等の作成事業
- (10) 関係官公庁及び関係団体との連絡及び協力等
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品の販売事業
- (2) 会員相互の交流を図る事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員・個人会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したマンション管理組合
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同する区分所有者及びその他の個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体・企業

(入会)

第7条 正会員・個人会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める内規による所定の書式によって会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、事業年度末日の90日前までに、理事会において別に定める所定の書式を会長に提出することにより、事業年度末日付けで任意に退会することができる。

2 会員は、前項のほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 正当な理由がなく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払う意思がないと認定したとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員並びに顧問

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 9人以下
- (2) 監事 1人以上 3人以下

(役員の選任)

第12条 役員は、総会において正会員の現理事長及び元理事長及び個人会員の中から選任する。

- 2 監事は、理事及びこの法人の職員を兼任することはできない。
- 3 理事の互選により、次の役職を選任する。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1~2人
 - (3) 必要に応じて事務局長 1人、事務局次長 1人を置くことができる。
- 4 それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(理事の職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 会長以外の理事は法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときにはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
- (5) 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めるこ

(役員の任期及び欠員補充)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に理事会での弁明の機会を与えた上で総会において出席者の過半数の決議に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められたとき

(役員の報酬)

第 17 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(顧問)

第 18 条 この法人は、理事会の決議により、役員とは別に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問に関する必要事項は、理事会において別に定める。

第 5 章 総 会

(総会の構成)

第 19 条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員と個人会員を以て構成する。

- 2 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

第 20 条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画・活動予算及びその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他理事会において重要であると認め付議された事項

(総会の開催)

第 21 条 定時総会は、毎年事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求があったとき
 - (2) 正会員・個人会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき
 - (3) 第14条第4号の規定により、監事から招集があったとき
- (総会の招集)

- 第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。以下電磁的方法）をもって、少なくとも5日前までに正会員・個人会員に対して通知しなければならない。

- (総会の議長)

- 第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員・個人会員の中から選出する。

- (総会の定足数)

- 第24条 総会においては、この定款に他に定めがない限り正会員・個人会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- (総会の議決と議決権数)

- 第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員・個人会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 議決権数は、正会員・個人会員について各々1議決権とする。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員・個人会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- (書面又は代理人による議決権行使)

- 第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員・個人会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員・個人会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の規定により表決した正会員・個人会員は、第24条及び第38条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 3 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員・個人会員は、その議事の議決に加わることがない。

- (会議の議事録)

- 第27条 総会の議事については、議長において、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員・個人会員の総数及び出席数（書面表決者又は電磁的方法による表決者、若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員・個人会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員・個人会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 会費に関する事項
- (4) 事務局構成・運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (6) 活動決算案、事業報告案、活動予算案、事業計画案
- (7) その他総会提出議案
- (8) 会員への勧告又は指導に関する案

(理事会の開催)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 前項のほか、理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、又は第14条第5号の規定により監事から招集の請求があったときは、会長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 会長が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の5日前までに、理事及び監事に対し、文書又は電磁的方法をもって通知しなければならない。但し、全役員の承諾があるときは、この招集手続きを得ずして直ちに開催することができる。

(理事会の議事)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。但し、会長に支障があるときは、副会長又は会長が指名する理事がこれにあたる。

- 2 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数をもって決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができ、その表決理事は理事会に出席したものとみなす。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができるものとする。
- 6 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人1人以上が署名する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の総数及び出席数(書面表決者又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(委員会)

第31条 理事会の活動を補助するために、各専門分野における理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会の種類、組織及び運営については、理事会において、規約に別途定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品及び助成金
- (3) 会費
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、会長が管理する。

- 2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(活動予算及び活動決算)

第35条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

但し、事業年度開始までに、活動予算が決定されないときは、会長は、理事会の議決を経て、前年度の予算を基準として執行し、それによる収益費用は、成立した予算の収益費用とすることができる。

- 2 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び決算に関する財産目録等の書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 3 会計の決算上、余剰金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に配分してはならない。

(予算の追加及び更正)

第36条 予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員・個人会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第40条 この法人は、法第31条の規定による場合に解散する。この場合、総会の決議によるときは、正会員・個人会員総数の4分の3以上の承諾を得て解散する。また、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功的の不能により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

- 2 この法人の解散のときに有する残余財産は、解散決議した総会で定める者に譲渡する。

第9章 事務局

(設置)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 理事は、職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第42条 事務所に、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 前年度における下記の書類をその翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。

(1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書

- (2) 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿
- (3) 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
- (4) 前事業年度において正会員であった 10 人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(閲覧)

第 43 条 会員及び利害関係人から前条の備付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第 10 章 雜 則

(公告)

第 44 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第 45 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	水島 能裕
副理事長兼事務局長	佐々木 允
副理事長	若井 正一
理事兼事務局次長	谷口 久恵
理事	恒松 繁幸
理事	成田 征子
理事	角 公 恵
監事	松原 哲男
監事	堀内 弘文
- 3 令和 6 年 4 月 1 日から法人成立の日までは任意団体として運営する。
- 4 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第 12 条の規定にかかわらず、第 2 項名簿のとおりとし、その任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立初年度の事業年度は、第 37 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

7 この法人の設立当初の会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

正会員 50戸まで 15,000円 + (50戸を超えた1戸当たり 200円) × 居住戸数

個人会員 10,000円

賛助会員 40,000円

8 令和7年5月18日開催の定時総会で改正された定款は令和7年5月18日から発効する。